

深谷市立榛沢小学校
学校だより

令和2年度 11月号

発行 令和2年10月31日



はんざわ

児童数 180名

教職員数 26名

学校教育目標
目指す児童像

ふるさとを愛し、自己の夢の実現に向けて努力する児童の育成
進んで勉強する子 思いやりのある子 体をきたえる子



ハロウィンと宗教



深谷市立榛沢小学校長 横田 茂男

今やハロウィンは日本に定着していると言えます。街にはかぼちゃや魔女、蜘蛛の巣などのモチーフが飾られています。ここまで認知されてきたのは21世紀になってからだと記憶しています。

本校では、10月に榛小ハロウィンや榛小ハロウィンスタンプラリーが行われました。榛小ハロウィンは縦割り活動に位置付け、仮装したリーダーの6年生とじゃんけんをして、勝って合言葉「トリック オア トリート」を言うと、キャンディを1つ貰えるといったもので、縦割りの繋がりを高めました。31日（土曜授業日）の当日、児童全員がキャンディを家に持ち帰りました。

ハロウィンはもともとはケルト人の宗教的儀式です。ところで、このようなイベントを学校で行うことには問題はないのでしょうか。日本国憲法第20条第3項「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。」とあります。

私立学校のミッション系の学校等では、「道徳」に代えて「宗教」を取り扱うことが認められています。また、「宗教」の授業を実施していない非宗教系の私立学校は、建学の精神の学習で「道徳」の一部を代替とすることも可能です。私立の学校では宗教教育は認められています。

教育基本法第15条第1項では、「宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。」とあります。つまり、公立学校では、特定の宗教を広めたり、逆に弾圧したりするようなことを禁止していますが、宗教を理解する趣旨での教育は認められています。したがって、ハロウィンは学校で行っても問題ないという結論に達します。とは言っても、現在のハロウィンは、本来の宗教的な意味合いはほとんどなくなっています。

栄一翁の「忠恕の心」には、宗教を超えて認め合うという意味合いもあると思います。ですから、修学旅行等で神社仏閣に立ち寄ることは宗教一般を知る意味でも尊重されるべきものです。



10月を振り返る



福祉の心を育む交流会5年 6日

5年生が、ご家庭にお願いし、お寄せいただいた箱ティッシュをエンゼルの丘の皆さんにお渡しする「福祉の心を育む贈呈式」を体育館で行いました。
この様子は、社会福祉協議会の広報紙で取り上げていただく予定です。



あなせん6年 7日

フジテレビから4名を迎え、「伝え合うって楽しい！！」をテーマに出前授業を受けました。メインの講師は、新美有加（にのみ ゆか）アナウンサーでした。子供たちは言葉の大切さやコミュニケーションの大切さを実感しました。



資源回収 18日

17日に予定していましたが、天候の関係で延期して実施しました。地域の皆様のご協力をいただくことができました。ありがとうございました。また、場所を提供いただきましたJAふかや榛沢支店様に改めて感謝申し上げます。



ボール贈呈式 19日

深谷ライオンズクラブの飼持会長より飯塚心愛（ここあ）児童会長にバスケットボールとソフトバレーボールをお渡しいただきました。児童会長からは、「笑顔になれるボールをありがとうございます。」と感謝の言葉が伝えられました。